

平成18年6月14日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 通所サービス係

平成18年度精神障害者社会復帰施設等運営費の国庫補助について

標記について、次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

1 国庫補助所要額の内示について

障害者自立支援法の施行に伴い、本年10月以降の新体系サービスへ移行について計画的に進めていただく必要があることを踏まえ、本年度を上半期（平成18年4月から9月）と下半期（平成18年10月から平成19年3月）の2期に分けてそれぞれ算定した所要額の合計額を上限額として内示を行うこととする。

2 上半期の所要額について

- ① 継続施設（平成17年度に運営費の国庫補助を行った施設）については、平成18年3月1日付障害保健福祉関係主管課長会議資料2「旧体系等の基準・報酬について（案）」及び平成18年4月5日付事務連絡「平成18年度精神障害者社会復帰施設運営費の国庫補助について」の別添（案）による単価表（以下「単価表」という。）に基づき算定した6月分所要額とする。
- ② 新規施設（平成17年度保健衛生施設等施設整備費補助金により整備を行った施設）については、開設月に応じて、単価表に基づき算定した1月分から6月分の所要額とする。

3 下半期の所要額について

経過措置対象施設の下半期分（平成18年10月から平成19年3月の6月分）所要額を算定し、その合計額に、新体系への移行後の残存率（75%）を乗じた額を所要額とする。

4 国庫補助協議について

国庫補助協議については、障害福祉課長通知により別途依頼する。